

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

使用前検査申請書

原管発官 R4 第 91 号

2022 年 6 月 3 日

原子力規制委員会 殿
経済産業大臣 萩生田 光一 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

電気事業法第 49 条第 1 項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名 称 柏崎刈羽原子力発電所 所在地 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村
原子力発電工作物の概要	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機 蒸気タービン本体 工事計画の届出年月日 2022年3月29日
検査を受けようとする工事の工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができるようになった時（一号） 工事の計画に係るすべての工事が完了した時（五号）
検査希望年月日	（一号）自 2022年 6月28日 至 2024年 5月31日 （五号）自 2024年 4月1日 至 2024年 5月31日
使用開始予定年月日	2024年7月1日
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2022年6月3日

添付書類

- （1）工事の工程に関する説明書
- （2）工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程における放射線管理に関する説明書

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査に係る作業区域の区画及び汚染拡大防止

管理区域内においては、表面汚染密度等の環境条件に応じて、適切な区画、汚染拡大防止策を行い、立ち入る場合は必要により防保護具を着用する。

b. 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

c. 個人被ばく管理

被ばく線量は電子式線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区域区分

柏崎刈羽原子力発電所 第7号機 タービン建屋2階

第6/7号機 廃棄物処理建屋2階

a. 汚染区分

B2区域 表面汚染密度 分解部品 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ 未満, 床 $8 \times 10^{-1}\text{Bq}/\text{cm}^2$ 未満

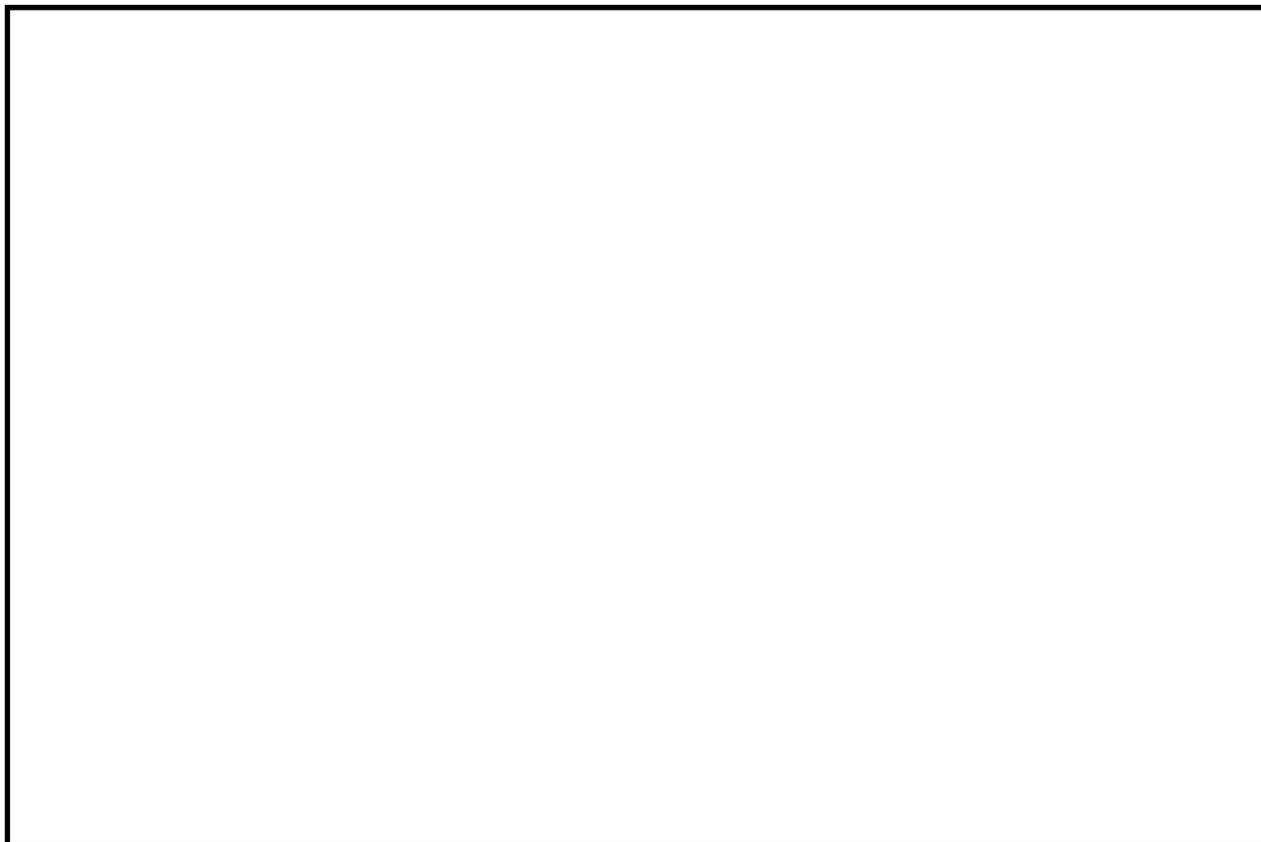
空気中の放射性物質濃度 $1 \times 10^{-4}\text{Bq}/\text{cm}^3$ 未満

b. 線量当量率区分

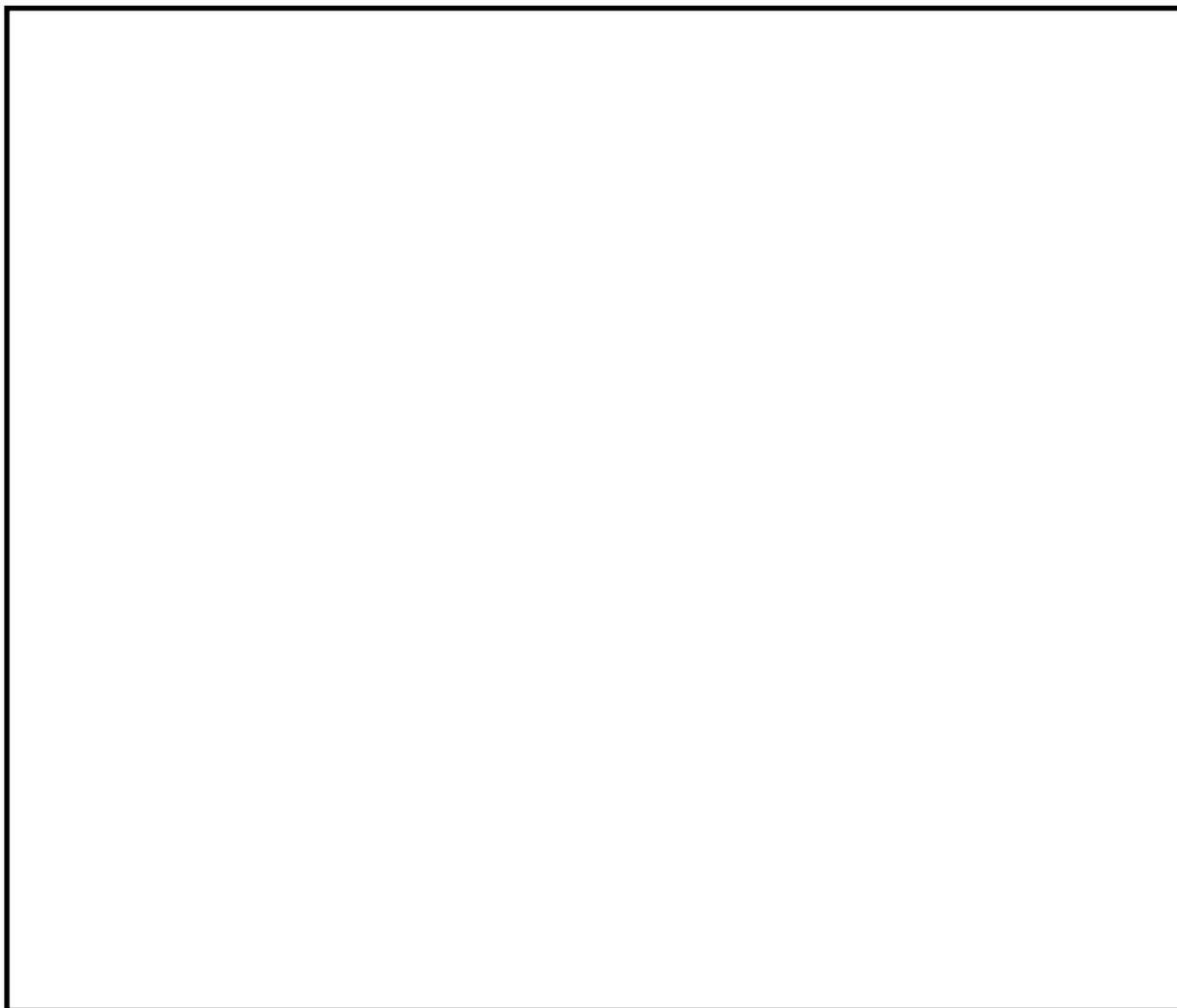
線量-1区域 $0.05\text{mSv}/\text{h}$ 未満の区域

(3) 管理区域検査場所図

別紙参照



管理区域検査場所図 (第7号機 タービン建屋)



管理区域検査場所図 (第 6/7 号機 廃棄物処理建屋 2 階)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。